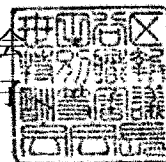


令和6年11月22日



世田谷区長
保坂展人様

世田谷区特別職報酬等審議会
会長 沼尾波子



特別職報酬額等及び政務活動費の額について（答申）

令和6年8月6日付6世総第285号により諮問のあった標記の件について、別紙
のとおり答申します。



世田谷区特別職報酬等審議会委員

会	長	沼	尾	波	子
会	長職務代理	外	山	公	美
委	員	朝	倉	宏	美
委	員	浅	見	正	人
委	員	小	島	和	子
委	員	小	原	靖	夫
委	員	鈴	木	竹	夫
委	員	楯	香	津	美
委	員	中	村	重	美

答 申

1 はじめに

世田谷区特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）は、令和6年8月6日、世田谷区特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、区長から、区議会議員の議員報酬の額、区長、副区長、教育長及び監査委員の給料の額（以下「特別職報酬等」という。）並びに政務活動費の額についての諮問を受けた。

審議会は、第三者機関としての自覚と責任のもと、国及び他の地方公共団体における特別職報酬等の額や一般職の給与改定状況、加えて社会経済情勢等の多面的な要素を考慮し、第三者機関として客観的かつ公正な立場から審議を行った。

2 区長、副区長、教育長、監査委員、区議会議員の職責について

区政の最高責任者である区長は、区の現在のみならず未来を見据えるとともに、複雑多様化する区民要望を的確に捉え、区政の目指すべき将来像を実現していくために、高度な先見性や決断力、指導力が必要とされ、その職責は極めて重大である。

副区長は、円滑な区政運営のために区長を補佐する立場にあり、区長の意向を踏まえた、領域や部を越えた全庁的な視野での政策判断や、国や都等関係機関との調整の役割を担っていることから、その職責は非常に重要である。

教育長は、教育委員会会議の主宰者であり、委員会の活性化等を図る立場にある。また、具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮・監督者として教育行政を進めていくことが求められており、重要な職責を担っている。

監査委員は、区が執行する事務等の監査を通じ、行政の適法性及び妥当性を確保するとともに、地方自治行政の透明化を図ることを目的に設置されていることから、各委員が担う社会的責任は極めて重い。

区議会議員は、区民の代表として区議会を構成し、その活動を通じて区民要望の実現に向けて尽力するほか、執行機関の行財政運営が適正かつ公平、効率的になされているかをチェックする機能を果たすことが求められている。また、人口減少や少子高齢化に加え、所得格差の拡大や災害対応など、地域を取り巻く行政課題の多様化・複雑化に伴い、自治体に求められる役割は大きくなっており、区的意思決定や行政のチェック、区民要望への対応を行う機関として区議会議員が担う役割と職責についても、その重要性を増している。

3 特別職報酬等の額について

(1) 基本的考え方及び区の現状

特別職報酬等は、その職務と職責に相応するとともに、他自治体の特別職報酬等の額や一般職の給与改定の状況、その他社会経済情勢及び区の財政状況等を勘案し、

区民の理解を得られる適正な額であることが望ましい。

世田谷区における現在の特別職報酬等の月額及び、月額に地域手当及び特別給(期末手当)を加えた年間収入総額と他の地方公共団体(東京23区)との比較は、下表のとおりである(令和6年6月1日現在)。

区 分		月額 現行額(円)	東京23区に おける順位	年収総額 現行額(円)	東京23区に おける順位
区 長		1,053,200	21位	22,107,721	11位
副 区 長		810,700	23位	17,017,403	21位
教 育 長		765,500	18位	16,068,610	9位
常勤代表監査委員(*)		662,100	4位	13,898,141	2位
常勤監査委員(*)		642,100	8位	13,478,321	3位
区議会議員	議 長	929,600	6位	16,412,088	5位
	副 議 長	787,100	15位	13,896,250	7位
	委 員 長	665,500	6位	11,749,402	5位
	副委員長	633,500	10位	11,184,442	6位
	議 員	616,500	8位	10,884,307	5位

注:「東京23区における順位」は金額の多い順とする。

(*) 東京23区において、常勤代表監査委員を選任しているのは9区、常勤監査委員を設置しているのは17区である。(令和6年6月1日現在)

なお、世田谷区の場合、特別給(期末手当)の支給月数はすべての区分において、年間3.90月である。

(2) 一般職の給与改定の状況

特別区人事委員会は、一般職の給与水準について、特別区内の民間従業員の給与水準と均衡させることを基本とし、毎年、給与に関する報告及び勧告を行っている。その基礎となる「職種別民間給与実態調査」の結果によると、本年は、月例給においては一般職の給与が民間従業員の給与を2.89%下回っており、この公民較差を是正するため、初任給及び若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給について引上げる勧告を行った。

また、特別給については、一般職の特別給(期末手当・勤勉手当)の年間支給月数が民間の特別給(賞与)を0.22月分下回っていることから、0.20月の引上げ勧告を行った。

4 政務活動費の額について

政務活動費は、区議会議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経

費の一部として、条例に基づき区議会における会派又は議員個人に対し、交付される費用である。

世田谷区の政務活動費の額は、「世田谷区政務活動費の交付に関する条例」が施行された平成13年以来、月額240,000円で据え置かれている。

5 社会経済情勢及び区の財政状況について

政府は日本経済の状況について、月例経済報告（令和6年10月）で「景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。」としている。また、先行きについては「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される」とする一方で、「欧米や中国など海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている」ことや、「物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある」ことを指摘している。

他方、区の財政状況は、令和5年度決算によると、実質収支が110億9,400万円の黒字であり、健全化判断比率からみても財政状況は健全であると言える。

また、特別区債の残高は、平成10年度の1,468億7,200万円をピークとし、令和5年度には481億3,200万円まで減少した。

しかしながら、区の財政見通しにおいても、特別区税について一定の増収を見込むものの、長期化するエネルギー価格・物価高騰のほか、人件費の高騰もあいまって、歳出は全体的に増大することが見込まれる。

6 結論

（1）改定の適否等について

審議会では、政務活動費の額、及び特別職報酬等の額、特別給について、区政を取り巻く社会経済情勢の動向や特別区人事委員会による勧告の経緯に加え、これまでの改定経過等を十分に考慮したうえで審議し、下記のとおり結論に至った。

①政務活動費の額については、物価高による影響はあるものの、他自治体との比較や区の経済状況を鑑みると、増額とする積極的な意義は認め難いとの意見が出された。

一方で、このような社会情勢から、区民感情としては引下げて欲しいという減額を望む意見も出されたが、通信費等の値上がりの影響や、他自治体との比較・過去の推移等を踏まえ、現行の額に据え置くことが適当であるとの結論に至った。

なお、政務活動費の使途の情報公開に当たっては、区民により分かりやすい公開方法についての検討の必要性や、帳簿類に検索機能を追加する等、公開性と透明性の確保に向けて公開方法のさらなる工夫を求める意見が出された。

②区長、副区長、教育長、監査委員の給料月額及び議員報酬月額については、

初任給及び若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給について引き上げることとした勧告であることに鑑み、特別職においても引上げを行うことが妥当であるとの結論に至った。

③特別給については、本勧告が公民較差是正のための引上げ勧告であることを尊重し、一般職の給与措置と同程度引き上げることが適当であるとの結論に達した。

(2) 改定額について

①特別職報酬等の額

審議会では、区長、副区長、教育長、監査委員の給料月額及び区議会議員報酬月額の引上げ率については、「管理職員（部長級）の最高号給引上げ率である0.80%が妥当」とする意見と「公民較差である2.89%が妥当」とする意見に分かれ、「0.80%が妥当」とする意見が多かったが、統一した結論に至らなかった。そのため、この両意見を審議会の意見とする。

<引上げ率ごとの影響額>

表1 0.80%引上げ（100円未満切捨て）

区 分		現行額（円）	改定額（円）	引上げ額（円）
区 長		1,053,200	1,061,600	8,400
副 区 長		810,700	817,100	6,400
教 育 長		765,500	771,600	6,100
常勤代表監査委員		662,100	667,300	5,200
常勤監査委員		642,100	647,200	5,100
区議会議員	議 長	929,600	937,000	7,400
	副 議 長	787,100	793,300	6,200
	委 員 長	665,500	670,800	5,300
	副委員長	633,500	638,500	5,000
	議 員	616,500	621,400	4,900

表2 2. 89%引上げ (100円未満切捨て)

区 分		現行額 (円)	改定額 (円)	引上げ額(円)
区 長		1,053,200	1,083,600	30,400
副 区 長		810,700	834,100	23,400
教 育 長		765,500	787,600	22,100
常勤代表監査委員		662,100	681,200	19,100
常勤監査委員		642,100	660,600	18,500
区議会議員	議 長	929,600	956,400	26,800
	副 議 長	787,100	809,800	22,700
	委 員 長	665,500	684,700	19,200
	副委員長	633,500	651,800	18,300
	議 員	616,500	634,300	17,800

<引上げ率に対する主な意見>

- ・若年層に重点を置く勧告、国の経済状況、また区民の生活の実態を考えると、管理職員の最高号給の引上げ率である0.80%の引上げが妥当と考える。
- ・物価が高騰し、民間の大企業も相当なペースで賃上げする中、公民較差2.89%の引き上げ率にせざるを得ないとも考えるが、一方で区民感情や区民の生活の実態を考えると、管理職員の最高号給の引上げ率である0.80%が妥当と考える。
- ・特別職は長く勤め続けるものではなく、期限がある職のため、公民較差2.89%の引上げが妥当と考える。
- ・消費者物価指数が前年比3%を超える現状、実質賃金が前年比2%を超えるマイナスとなっている現状等を前提とすれば、公民較差2.89%の引上げが妥当と考える。
- ・特別職の年収は民間企業と比較すると低いと考えるため、引上げが必要であるが、改定率はどちらでもよいと考える。

②期末手当

審議会は、区長、副区長、教育長、監査委員及び区議会議員の期末手当について、0.20月引き上げることが妥当との結論に至った。

(3) 改定の実施時期について

一般職と同時期の改定が望ましい。

7 おわりに

本審議会は、区長の諮問に対し、以上のとおり答申する。

なお、特別職等各位におかれては、昨今の社会情勢下など将来見通しが極めて難しい時代の中でも、区民の信頼と負託に応え、住民福祉の向上のため、一層尽力されることを願うものである。